

罪をつぐなった人の 人権



罪をつぐなっても

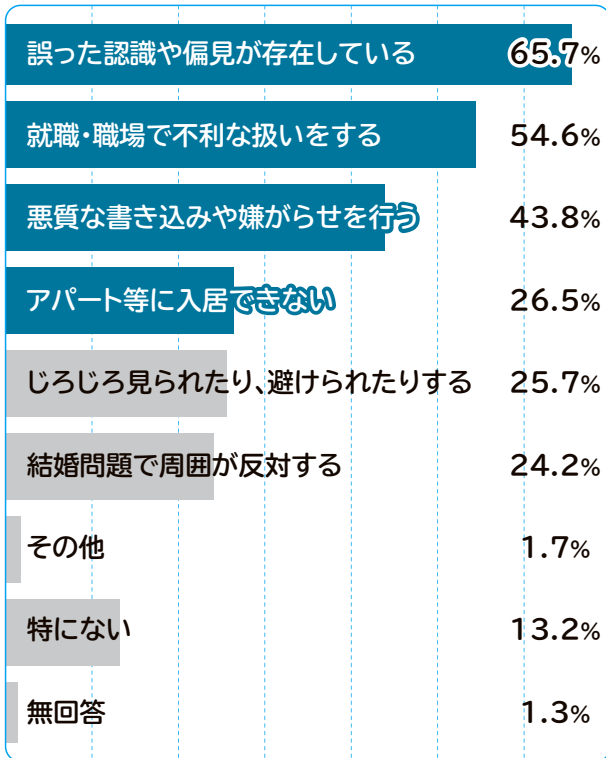
人権なんて

ないんじゃないの？

みんな分かってる。

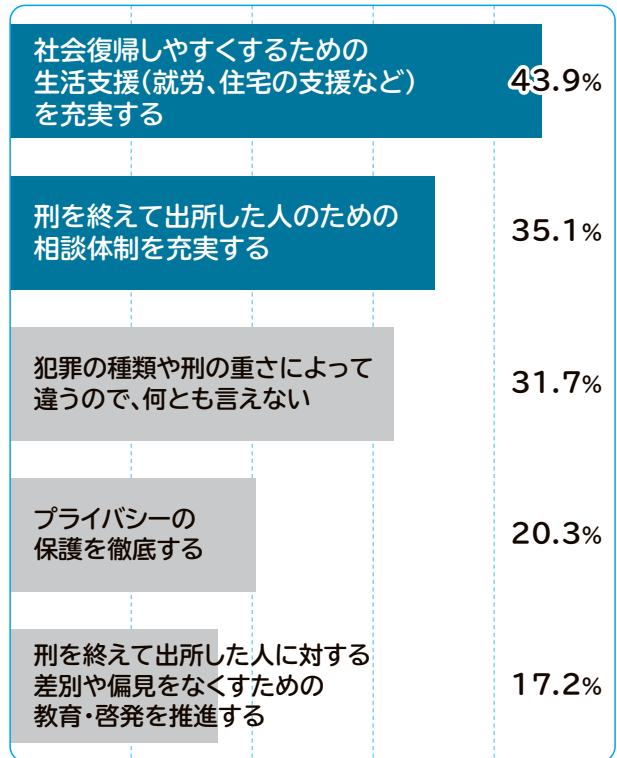
多くの人が、罪をつぐなった人が偏見などで困っていると分かっていて、
社会復帰への支援や相談窓口の充実が必要であると思っています。

■ 罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとした場合の問題



埼玉県 人権に関する県民意識調査(令和2年度実施) より

■ 刑を終えて出所した人の人権が尊重されるために特に必要だと思うこと(上位5項目)



鳥取県 「鳥取県人権意識調査」(平成26年5月調査) より

でも、実際はどう思ってる？

例えば、近所に罪をつぐなった人が出所して引っ越してきたら……。
そのとき、あなたはどのような気持ちになりますか？ チェックしてみましょう。

- 出所した人が隣に引っ越してくることに抵抗がある。
- 犯罪歴のある人とは、つきあいを控えたい。
- 罪をつぐなっても、許されるわけではない。
- 出所した人が就職しにくいのは、自業自得だ。
- 出所した人の犯罪歴などはネット等で共有するべきだ。
- 出所した人の更生に、社会が協力するのはおかしい。
- 出所した本人だけでなく、その家族もバッシングされるのは仕方がない。



もし、「出所した人」が「自分や家族」だとしても、同じ思いですか？

●●● 罪をつぐなった人のこと。 ●●●

罪をつぐなった人を、「怖い」「信用できない」と思い、距離を置こうとしてしまいがちです。しかしそんな感情が、社会復帰しようとしている人を排除し、孤立させることにつながっています。

● 出所した人が困っていること

社会復帰に向けての 基盤がゆらぐ。

罪をつぐなった人たちは、刑務所や少年院から出所する日が近づくと「社会が受け入れてくれるだろうか」と大きな不安にかられるといいます。

そんな中、偏見や差別意識によって、就職で不利な扱いを受け、住まいもなく、相談できる相手も場所もないとしたら……。社会復帰への道のりが困難になることは容易に想像できます。



就職や住居の
確保が困難



相談機関が
少ない



周囲からの
偏見や差別意識



家族へのひぼう中傷

家族へも連鎖する苦しみ。

身内が罪を犯したことによるショックや「犯罪を止められたのでは」といった罪悪感に加え、結婚の破談、就職差別、転居せざるを得ないなど、罪をつぐなった人の家族も社会の厳しい視線にさらされる例も多くなっています。



再犯への恐れ

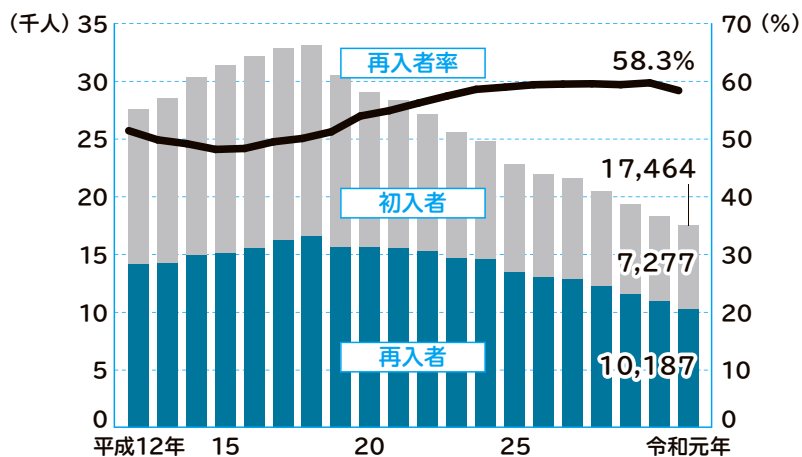


悪質な書き込みや
嫌がらせを受ける

刑務所へ戻る人が いるのはなぜ。

出所の際は二度と戻ってこないと決意している人がほとんどです。しかし再入者率は 58.3%と、半数を超えています。就労や住居の確保が困難であったり、社会的に弱い立場に立たされ、孤立してしまったり、食事の確保すら困難となるなど、刑務所よりも一般社会で暮らす方が厳しい現実があるのかもしれない。

■ 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移



法務総合研究所 令和2年版「犯罪白書」より

・・・ 罪をつぐなった人の社会復帰のために。・・・

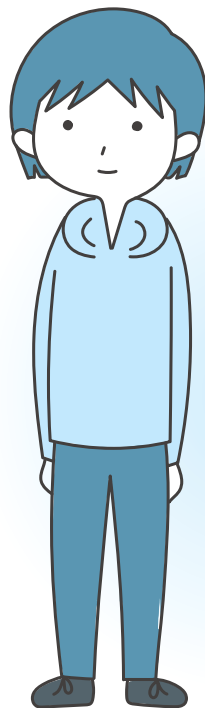
罪をつぐなった人が立ち直り、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むために、
私たちにできることを考えてみませんか。

罪をつぐなった人も、 私たちと同じ市民のひとりです。

罪をつぐなった人が社会復帰するにあたっては、住む場所が見つからない、周囲の偏見から仕事に就けない、社会の中にある拒否的な感情など、厳しい現実と直面することも少なくありません。本人の意欲と努力だけで新たな生活を築くことは大変です。

私たちは、自分が住みたいところに住み、自分がしたい仕事を自由を選ぶことができます。それは罪をつぐなった人も同じです。過去に罪を犯したからといって、日常生活のさまざまな権利が制限されることがあってはいけません。

一人の人間として不利益を受けることがないよう、地域や、職場、学校など社会全体の理解と協力が必要です。



うわさ話や
ネットの情報を
うのみにしない



同じ社会を生きる
ひとりとして受け入れる

社会ではこんな支援活動も

社会復帰にむけたさまざまな支援



更生保護

罪を犯した人たちの立ち直りを助け、再犯をしないよう支援する社会全体の仕組みのことです。



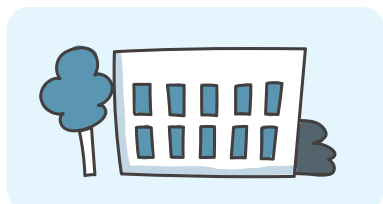
保護司

住まいや仕事の助言など、罪を犯した人たちの立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。



社会を明るくする運動

動画やポスターなどで、罪を犯した人たちの立ち直りへの理解を深める運動を実施しています。



更生保護施設

刑務所出所者等に対して、宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた支援を行う民間施設です。



職業訓練

社会復帰に備えて、安定した生活を営める職を得るため、職業的な知識や技能を身に付けます。



コレワーク

出所を控えた受刑者・少年院在院者と企業のマッチング支援を行い、雇用や採用手続きを行います。

。。。だれにでも、どんなときでも、人権はある。。。

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。

〈世界人権宣言 第1条（抜粋）〉

人権はすべての人に保障されるもの。

人はだれでも人間としての尊厳があり、それを守るものとして権利を有しています。

人権とは、他者から侵されてはならない普遍的なものです。

罪をつぐなった人にも人権がある。

過去に犯した罪を理由に、人権が侵害されることがあってはなりません。また、罪をつぐなった人が社会復帰を含めたあらゆる機会から排除されることがないように、社会全体で理解・協力していくことが必要です。



意識 しよう

**犯罪者はずっと悪い人。だから、社会復帰は無理。
その思い込みが、負のサイクルを生むことも。**

その人の行いに対して公正な結果が返ってくるのだと思い込むことを「公正世界仮説」といいます。罪や非行をした人は、悪い目にあって当然という思い込みは、反省とつぐないを経て社会に帰ってきた人を、再び犯罪や非行に向かわせてしまう「負のサイクル」を生むことがあります。



人権相談窓口

人権相談(全般)

富田林市立人権文化センター……………0721-24-0583
みんなの人権110番(法務局)……………0570-003-110
大阪法務局富田林支局……………0721-23-2432
(一財)大阪府人権協会……………06-6581-8634

人権なんでも相談

- と き:毎月第4金曜/13:00~16:00
(5月、12月は第2金曜)
- と ころ:市役所 市民相談室
- 問い合わせ:人権・市民協働課 内線472

女性の人権相談

女性の人権ホットライン(法務局)……………0570-070-810
女性の悩み電話相談【府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)】
……………06-6937-7800(火曜~金曜/16:00~20:00・土日/10:00~16:00)
DV相談+(プラス)……………0120-279-889
大阪府女性相談センター……………06-6949-6022(全般)/06-6946-7890(DV)
富田林子ども家庭センター……………0721-25-2065(DV)
富田林警察署 生活安全課……………0721-25-1234(DV)
大阪府労働相談センター……………06-6946-2601(セクハラ)
SACHICO性暴力救援センター……………072-330-0799(性暴力被害・24時間)

女性の悩み相談・面接

- と き:第1火曜/9:30~15:30
第2木曜/10:30~15:30
第3土曜/9:30~11:30
- と ころ:男女共同参画センターウイズ
(すばるホール内)
- 予 約:人権・市民協働課 内線474

女性のための電話相談(特設)

- と き:4月・6月・11月の特定日
- 専用電話:0721-23-0567
(詳細は市HPにて)

子どもの人権相談

子どもの人権110番(法務局)……………0120-007-110(全般)
児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間)……………189
大阪府子ども家庭センター……………072-295-8737(夜間休日虐待通告専用)
子どもの虐待ホットライン(児童虐待防止協会)……………06-6646-0088(月曜~金曜/11:00~16:00)
子どもの悩み相談(府子ども家庭センター)……………0120-7285-25(子ども専用・24時間)
チャイルドライン(チャイルドライン支援センター)……………0120-99-7777(子ども専用/16:00~21:00)

その他

【インターネット】 人権相談窓口(大阪法務局)……………06-6942-9496(月曜~金曜/8:30~17:15)
(大阪府)……………06-6581-8634(月曜~金曜/9:30~17:30)

【新型コロナウイルス感染症】 府民向け相談窓口(大阪府)……………06-6944-8197(9:00~18:00)
富田林市新型コロナウイルス関連総合案内……………0721-25-1000(内線105)

【福祉全般】 富田林市福祉なんでも相談……………増進型地域福祉課 内線273

【性的マイノリティ】 にじいろホットライン(市人権・市民協働課)
……………0721-20-0285(第1~3土曜/10:00~15:00)

【犯罪等被害】 大阪被害者支援アドボカシーセンター……………06-6774-6365(月曜~金曜/10:00~16:00)

【ひとり親家庭】 大阪府立母子・父子福祉センター……………06-6748-0263(月曜~土曜/10:00~16:00)
ひとり親家庭相談……………072-923-4152(土日夜間電話相談)

【自殺予防】 大阪自殺防止センター……………06-6260-4343(金曜13:00~日曜22:00)
関西いのちの電話……………06-6309-1121(24時間)
自死遺族相談(府こころの健康総合センター)……………06-6691-2818(予約制)

【自閉症・発達障がい】 (一社)人権教育・啓発推進センター……………0721-20-0285(面談・要予約・第2・4月曜)

【ひきこもり】 府こころの健康総合センター……………06-6697-2890(専用電話・月曜~金曜/10:00~16:00)



2022(令和4)年3月発行 市民人権部 人権・市民協働課

〒584-8511 富田林市常盤町1-1 TEL.0721-25-1000 FAX.0721-25-9037

制作:株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

この冊子は、森林認証のパルプを一部配合した紙を使用しています。

